

# 平成29年第9回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成29年9月14日

午後2時30分～午後4時11分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年昭島市教育委員会第 9 回定例会を開会いたします。

なお、近藤庶務課長は、本日公務のため欠席をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。本日の日程はお手元に配布のとおりです。

初めに、前回の会議録の署名につきましてはすでに調整を終えております。署名も得ておりますので御了承願いたいと思います。

次に、委員会会議規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、5 番の白川委員と、私、小林となりますよろしくお願いいたします。

それでは、日程 4、教育長の報告に移ります。

それではまず、私のほうから若干お話をさせていただきます。先月の 8 月 29 日から 2 学期が既に始まっております。夏休み期間中、児童生徒は大きな事故もなく過ごし、元気に始業式を迎えられたと各校長から報告を受けているところでございます。

先日の校長会におきまして、特に 2 学期につきましては、運動会や合唱コンクールなどの大きな事業が控えていることから、引き続き児童生徒の指導のほか、本年度掲げた学校経営目標の達成に向け、校長をはじめ教職員が一丸となって対応するよう伝えたとところでございます。

また、先週の土曜日になりますけれども、9 月 9 日に教育委員会では「未来をひらく」発表会を実施したところでございます。当日は、多くの方々が市民ホールにお集まりいただき、子どもの主張・意見文コンクール、英語スピーチコンテスト、昭島市中学生海外交流事業の派遣生による報告を熱心に聞いてくださいました。児童生徒のそれぞれの部門において、自分の意見を堂々と頼もしく表現しており、子どもたちの真剣な思いが伝わってくるすばらしい内容であったと思っております。

発表会終了後、保護者の方々からこの会に対する御意見を頂戴いただきましたが、子どもたちの成長がうかがわれ、感動を覚えた発表会であったなどの意見が多数寄せられました。その中で、子どもたちの姿、勇姿をもっと多くの人が見られるよう周知をお願いしたいというような御意見もありましたので、次回、開催に向けこの点については検討を重ねたいとこのように考えているところでございます。

また、今日の報告事項の資料にもありますけれども、8 月に開催されました東京都中学校吹奏楽コンクールにおいて、昭和中学校吹奏楽部が金賞を受賞して東日本学校吹奏楽大会に出場することとなったほか、清泉中学校剣道部は東京都中学校総合体育大会剣道大会女子団体戦でベスト 8 に入り、関東中学校剣道大会への出場、そして拝島中学校柔道部に所属します岩田君ですが、東京都中学校体重別柔道選手権大会男子 81 キロ級で第 2 位となりまして、関東大会への出場がそれぞれ決定をしたところでございます。

また、今月 10 日に行われました第 72 回東京都合唱コンクールの中学生部門におきまして、瑞雲中学校が銀賞、拝島中学校及び清泉中学校が銅賞に輝いております。それぞれの生徒たちに祝福を送るとともに、これからの活躍を願っているところでございます。

ちょっと話題を変えますけれども、この時期になりますと新年度、平成 30 年度の予算編成がスタートいたします。文部科学省では、先月末に財務省へ平成 30 年度の概算要求を提出いたしております。今回の文科省の概算要求は、人生 100 年時代を見据えた人づくりを強力に推進し、1 億総活躍社会の実現を図るため、対前年度 5,280 億円の増、総額で 5 兆 8,380 億円を要求しております。このうち文教関係、学校関係ですけれども、新学習指導要領の円滑な実施や、学校における働き方改革のための指導、運営体制の構築などを盛り込んだ対前年度 3,380 億円増の 4 兆 958 億円となっているところでございます。昭島市教育委員会におきましても、これから新年度予算編成の佳境に入ることとなりますが、文科省や東京都の動向を十分注視し新学習指導要領などの対応をしっかりと図っていきたいと考えているところでございますので、委員の皆様も御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

私からの報告は以上となります。

なお、教育委員会の名義使用承認はお手元の資料のとおり 5 件となっておりますのでご確認をお願いいたします。

ただいまの私からの意見について御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で私の報告を終わらせていただきます。

日程 5、議事に移ります。本日は議案がありませんので協議事項からとなります「第 2 次昭島市特別支援教育推進計画の策定について説明を求めます。

○統括指導主事(長崎将幸) 協議事項 1 「第 2 次昭島市特別支援教育推進計画の策定について」御説明いたします。

まず策定理由ですが、発達障害を含む障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指すために、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間をかけた昭島市特別支援教育推進計画を策定し、特別支援教育の推進に努めてまいりました。昭島市特別支援教育推進計画の計画期間が今年度で満了することに伴い、同計画の取り組み状況等を踏まえ、児童生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況に応じた教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築し、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携し、特別支援教育の一層の推進を図るため、第 2 次昭島市特別支援教育推進計画を策定することといたしました。

次に、これまでの検討経過でございますが、昭島市特別支援教育推進計画策定委員会を設置して、3 回にわたり第 2 次昭島市特別支援教育推進計画の策定について検討を進めてまいりました。

今後の予定ですが、11 月下旬にパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ平成 30 年第 2 回定例会において第 2 次昭島市特別支援教育推進計画の策定を行う予定です。

本日の協議では、現段階での第 2 次昭島市特別支援教育推進計画(案)について御協議いただき御意見をお願いいたします。

それでは、第 2 次昭島市特別支援教育推進計画(案)の概要について御説明いたします。配布をしております第 2 次昭島市特別支援教育推進計画(案)を御覧ください。

まず、1 ページを御覧ください。こちらでは本計画の基本的な考え方を記載しております。本計画では基本理念を、すべての学校でインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障害のある児童生徒一人ひとりの障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、児童生徒一人ひとりの成長と発達を最大限に伸ばせる教育環境の整備充実をめぐる。障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めるとともに、個別の教育支援計画の作成と活用による一貫性のある支援の充実を図る。共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互の理解を促進するとともに、学校関係者、保護者、地域の人々に特別支援教育への理解啓発を図るとして、2 ページに推進体制の整備、教育内容の充実、関係機関との連携、共生社会の実現の4つの基本方針を掲げております。

計画の期間につきましては、平成30年度から34年度までの5年間を予定しております。

続いて、3 ページから11 ページまでに現在の特別支援教育の現状を記載しております。12 ページから13 ページには現在実施している昭島市特別支援教育推進計画の教科を記載しております。現在の計画に位置づけられている39の取り組み内容の中で、達成が26項目66.7%、一部達成が11項目28.2%、未実施・未着手が2項目5.1%であります。

以上のことから、昭島市特別支援教育推進計画に掲げた取り組み内容については計画どおりに充実が図られてきていると言えます。

次に、14 ページを御覧ください。14 ページから22 ページまで本計画の具体的な施策を記載しております。施策につきましては、4つの基本方針に対して4つの施策を位置づけ、全体では16の施策を掲げております。施策の多くは現計画の取り組みを見直し、再編して継続してまいります。インクルーシブ教育の一層の推進を図るために共生社会の実現に向けた取り組み、発達障害のある児童生徒の多様な学びの場の整備について重点を置いております。また、平成31年度まで開設予定の(仮称)教育福祉総合センターの開設に向けた取り組みを新たに盛り込んでおります。

最後に23 ページを御覧ください。23 ページから29 ページまで参考資料として用語解説、30、31 ページに第2次昭島市特別支援教育推進計画策定委員会について記載をさせていただきます。

簡単ではありますが、以上で第2次昭島市特別支援教育推進計画(案)について説明を終わります。御協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 協議事項1について説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 今回、第2次ということで、第1次を踏まえての今回ということなんですけれども、前回から今回に向けて基本的には踏襲、そして発展というふうに御説明いただいたんですけれども、特に重点として今回違えていく部分をすみませんが、もう一度御説明いただいてもよろしいですか。

○統括指導主事（長崎将幸） この第1次、今の現計画からこの第2次計画の策定にあたって大きな情勢の変化としましては、障害者差別解消法が昨年度から施行されたというところが大きなところがあると思います。この法律、また、文部科学省のインクルーシブ教育の推進というところを踏まえて、学校教育においても障害のあるなしに関わらず共に学んでいくというような環境づくりがとても大切になってきております。

それに基づいて、まず1点としては、多様な学びの場の設置ということが大きく掲げられています。そういう意味で今回の第2次の計画の中では、自閉症、情緒障害固定特別支援学級の設置というものを位置づけております。また、14ページの推進体制の整備のところにもまず一つとして、自閉症・情緒障害特別支援学級固定制の開設というものを位置づけております。また、続いて来年度30年度から全面実施となりますが、特別支援教室の開設、これはこの計画では中学校への設置についても位置づけております。こちら、今まで通級指導学級に子どもたちが自分の学校を離れて通うというところから、今度は指導する教員が子どもたちのいる学校に巡回して先生が動くという形に変わります。このことによって支援を受ける機会がどの子にも増えていくという意味で、このインクルーシブ教育システムの構築の一つに掲げられるかなというふうに考えております。また、それに関連しまして16ページの教育内容の充実というところにおきましても、通常の学級でも発達障害のあるなしにかかわらず、わかりやすい授業を受けるところでユニバーサルデザインの考えに基づいた教育活動の展開ということを位置づけております。

それからあともう1点、この第2次計画を策定するにあたって大きなこととしましては、先ほど御説明いたしましたように平成31年度末に教育福祉総合センターの開設を控えております。そこには今、指導課に設置しております就学相談の部門、教育相談の部門を教育福祉総合センターのところに移行するというような計画に今なっております。そこでは子育て部門の機関とも一緒になって総合相談窓口を開設していくという形で今、計画を進めているところです。それによって教育部門と子育て部門が一体となって子どもたちの支援を進めていけるというような形で今、準備を進めております。そのためのシステムづくりというのをこの計画に位置づけているところです。簡単ではありますが大きなところとしては以上の予定でございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） すみません、続きまして、今統括のほうから御説明いただきまして、私も本当に障害者差別解消法が昨年施行されたことによって、すごく世の中がこういう特別支援というものについて目も向けられるようになってきたし、世の中自体が障害ということに関して理解が進んできているのかなというような感覚を持っているんです。町中を見ても、すごく車いすで出かける人がずっと増え

たような気がして、買い物なんかを楽しそうにしているような姿を前より見かけるようになったというイメージもっています。それ自体はすごくいいことだというふうに思っていますし、今こそこれをさらに強く押し進めていく時期なんじゃないかなというふうに感じているんですけども、それでこの計画の期間のことなんですけれども、これが5年間の計画ということなんですけれども、これが5年間というのは、第1次が5年間だったので5年間というふうになっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 現計画が5年間で計画ということもありましたし長期的なスパンでということで、今回第2次の特別支援教育推進計画についても5年間ということで、今、策定委員会のほうでは案を立てている段階でございます。

○委員（紅林由紀子） 教育基本推進計画が32年までになっていると思うんですけども、そういう意味でも市の総合基本計画もそこまでというふうに思うんですけども、これと整合性を取るというか、そろえたりとか、そういうふうにしたほうがいいのかというふうにも何となく、やはり今回、例えば教育相談の窓口を一本化されるという方向も出ていますし、そういう意味では教育と福祉と、本当に手を携えて一致団結して行っていくという意味でも、そういう計画をそろえたほうがいいのかというふうにも感じるんですけども、その辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○教育長（小林一己） 今、紅林委員のほうから期間の問題を提案していただきましたけど、ほかの委員さんどうでしょう。

○委員（氏井初枝） 1次が5年間だったから2次が5年間というのは順当な年数なのかもしれないんですけども、昭島市におきましては教育福祉総合センターが31年度末にできるということですか、あとこのタイムスケジュールを見ますといろいろなことが5年間分が載っているんですけども、例えば中学校のほうの特別支援教育の全面実施が30年から始まるとか、いろいろな自然体で見たときに、特別支援教育にかかわるいろいろなことがちょっと変わってくるのが、その5年間の間に入っていきんじゃないかという気がするんです。なので、1次が5年間であったとしても2次は別に5年にこだわらず、もうちょっと縮めてもいいかなと。私が思うには、その教育福祉総合センターができる31年末というのが一つの区切りになるかな、なんていうのを感じました。以上です。

○委員（白川宗昭） 私も今、両先生がおっしゃったことと同じようなことでございます。そういうふうに思います。やっぱり非常に大事な時期になっていますし、市のほうのいろいろな基本計画との整合性ということもございますので、できれば今までいろいろやってきた、つくってこられた方々のこともあるでしょうけれども、もし3年か2年なんですとかね、これから32年までと。

○委員（紅林由紀子） 市の基本計画というのはどうなのでしょう。

○委員（白川宗昭） 合わせるとするとそうなりますよね。その辺のところでは合わせたほうが現段階ではよろしいのではないかなというふうには思います。

○教育長（小林一己） 市のほうの総合基本計画の完了年度は平成 32 年度です。  
石川委員、いかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 私も、極めて流動的であるので、これからいろんな細かいところも変わる可能性もあるので、あまり先のことを考えるよりも当面 3 年ぐらいで、そこで考えてから先に進んでもいいと思うので、じゃあ 3 年ぐらいで確かに皆様の、そこで区切りよくというのはいい考えだと思います。

○教育長（小林一己） わかりました。委員の皆様から期間の見直しということで御提言をいただきまして、5 年ではなくて 3 年ぐらいが妥当ではないかというお話をいただきましたので、これについては後ほど事務局のほうにふってみたいと思いますので、これ以外で内容について特に質疑等があればお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 特別支援教室の件なんですけれども、今、小学校では段階的に導入されて来年で全校設置になると思うんですが、中学校については計画表を見ると 33 年から全面実施というふうに書いてありますけれども、これは今の小学校のように段階を踏んだ、ここには「モデル事業の成果と課題を踏まえ円滑な実施に向けて準備を行う」というふうに書いてありますけれども、具体的にはどのような準備をされるのか、小学校と同じように段階的に導入されるのか、その辺はどういったふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○統括指導主事（長崎将幸） 委員からの御質問のとおり、小学校の特別支援教室につきましては昨年度からプレ実施を順次開始をいたしまして平成 30 年度に全校で特別支援教育の指導を始めるということで、段階的にプレ実施を始めていくというような形を取らせていただきました。

現在、中学校につきましては東京都全体でモデル地区を選定して効果検証を行っております。東京都で示している発達障害教育推進計画で、平成 33 年度 ~~まで~~に東京都全体で特別支援教室への指導を開始するというような計画になってございます。

昭島市としましても、平成 33 年度に中学校全面実施というゴールはまず変わらず進めていきたいと思っておりますので、それまでの過程なんですけれども、小学校の場合は拠点校を中心として巡回校に 3 校から 1 校、それぞれ巡回校がございましたが、中学校の場合は、拠点校にプラス 2 校の巡回校という形で、それぞれ瑞雲中学校、拝島中学校が拠点校になって 2 校ずつの巡回という形になりますので、この小学校での開設の実績を踏まえて 33 年度に一気に開始をして、すべての子どもたちに同じような形で指導が開始できるように準備を進めてまいりたいというふう考えております。

○委員（紅林由紀子） そうした場合は、現在の瑞雲学級とかはなくなるということになるわけなんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、瑞雲中学校と拝島中学校にそれぞれ通級指導学級を設置してございますが、それぞれ瑞雲中学校、それから拝島中学校が拠点校という形になります。なので、今、瑞雲中学校と拝島中学校に配置されている通級指導学級担当の教員が今度巡回指導教員となって、それぞれの学校に指導に行くというような形に移行となります。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） これを拝見いたしまして、私が特に素晴らしいなと思ったことがありますのでその話をさせてください。

計画の策定委員さん、31 ページなんですけれども、推進計画策定委員会のメンバーの中に保護者の方が入っていらっしゃるの、私はすごく素晴らしいなと、特別支援教育の意義からすると、1次も多分保護者の方が昭島は入っていたんでしようけれども、引き続き2次も入っていらっしゃるというのが素晴らしいなと思いました。

それからあと2つ目です。19 ページです。プラン3の(2)のところ、**「切れ目のない支援を行うための」**というところなんですけれども、就学する前には保育園とか幼稚園で支援シートというのがつくられていて、あと学校に入ってから個別の支援計画というのがつくられているわけなんですけれども、特別支援教育が必要なお子さんに関してのデータ、ポートフォリオみたいなのがずっと引き継がれていく、それは昭島独自でつくってこうという計画があるようですが、これは本当にすごく素晴らしいし、実際に生きたい教育ができるのではないかなと期待を申し上げています。

それから別件です。お尋ねなんですけれども、17 ページに**「特別支援学級担任の専門性向上が喫緊の課題である」**というふうに1行目に書かれております。これは学校現場にいた者からして本当にそうだなということを強く感じています。これはお尋ねなんですけれども、現職に就いている免許を持っていない教員が特別支援教育の教諭の免許状を取得するというのは、そんなに無理がなく現職で教員を続けていながらそれができるような、マスと言うんでしょうか、それがどうなっているのかなと、わからないので教えてください。

○統括指導主事（長崎将幸） 通常の学級の教員免許を持っていれば、市の特別支援学級の指導は制度上はできるということになっております。特別支援学校の免許状を取るということになりますと、新たに講習を受講していただくことになって、それを東京都教育委員会で実施している講習会に積極的に受講していただくというのがこの計画に位置づけられているのですが、ただ現実問題としては、やはり1年で取れるという単位ではないので、やはり何年か計画で講習を受けていただき



ながら複数年で免許状の取得を目指していただくという形になります。どうしても単位数も結構ありますし、また結構人気もあるので、どうしても抽選等もあつたりしますので、長期的に取れるようにというところで受講を促していくという様な形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。では具体的にどういうふうになればいいのかというようなことを教員、先生方にもぜひ情報提供をしていただいて、そういう意思のある方が何年か計画でそういう免許が取れたらいいなと思っていますので、どうぞ情報提供のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○委員（紅林由紀子） すみません、今のことにちょっと関連してお伺いしたいんですけども、特別支援学校の教員免許を取るのは何年か単位だというふうにお話を伺って本当に大変なことだなというふうに思ったんですけども、専門性を上げていただくという意味ではすごく重要なことだと思うんですが、実際に特別支援学級に一般の教員の先生方が配置になられていますよね、でもそういう先生方も異動、ほかの先生と同じように異動があると思うんですけども、何かそこら辺に配慮というかそういうのはあるんですか。普通の先生と同じように異動するということは、つまり3、4年とか4、5年とかわからないんですけども、そのぐらいの単位では異動になって、そうすると、また特別支援学級ではない全然一般の通常指導学級の担任になられたりするとも思うんですけども、その辺というのは何かあつたりするんですか。

○指導課長（岡部君夫） 特別支援学級の教員は、はっきり言うと特別支援教室が始まって、教員の確保というところは非常に厳しいところです。昭島市も今年度やはり新規採用教員、ただすべて特別支援学級を希望してきている教員なんですけれども、必ずしも、先ほどの話じゃないですが免許状を持っているわけではありませんので、免許を持っている先生もおりますけれども、そういう先生を育成をしていくということではかなり急ピッチでやっているところもございます。また、特別支援教育のいろんな手法とか考え方は、通常の学級の教員もやはり知っていかなければいけないというところがありますので、やはり積極的に通常学級を担任している教員を特別支援学級の教員、本人の希望ももちろんありますけれども、また特別支援学級、教室なんかを担当している教員も通常がいいということではやっております。その点で異動というところでは、やはり本人の希望、または校長との面談の中で今後どうしていくかという、先生のキャリアも含めて異動のところ特別に配慮していくということはありません。年数とか異動要件に関してはほかの教員と同じですが、その辺はなるべく確保していこうというところでは、いろいろ配慮はしていつているところではあります。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。氏井委員。

○委員（氏井初枝） 7ページのグラフの下の所の件です。就学相談が親御さんにとってすごくハードルが高いと書かれているところなんですけれども、就学、入級、転学そういうものに関する相談については、指導課特別支援教育係の就学相談の方が担っているというふうに上のほうに書かれています。なかなか親御さんにとってはハードルが高いので相談の相談というのを実施しているとのことなんですけれども、その相談の相談というのは具体的にはどなたが本市は担っていらっしゃるんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 相談の相談についても指導課の特別支援教育係の就学相談員がやっているんですけれども、窓口にいらしたときにすぐ申込書を書いていただくのではなくて、ちょっと子どものこういうところが気になるだけどもという相談をまずいただいて、じゃあちょっと様子を見ましようとか、どういところで悩んでいるのかということもお聞きしながら、すぐに申込書を書きましようというような形ではないということで相談の相談ということで、まず気軽に今、心配なことを相談に来てくださいという呼びかけを、幼稚園、保育園、認定子ども園に呼びかけているところです。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。わかりました。私が思うには、その行政の方、市役所の方以外にも、例えばこの今年いただいたこのリーフレットの中にも編集をなさっている方で、若手人材育成担当の方二人、元校長先生だと思うんですけれども、そういう校長先生だった方もこれに携わっていらっしゃるということは特別支援教育のほうに何か関わりを持っていらっしゃるのかなと思ったんです。それでハードルが高いと思っている親御さんに対しては、学校現場にいた経験のある、例えば元校長先生、こういうような方とか、あと学校にカウンセラーの方とかいらっしゃいますよね。そういう方とか、いろいろな方面からのアプローチで、保護者の方が安心して就学相談してみようかなという気持ちになるような、ちょっといくつかの方面からの関わりがあると親御さんにとってはいいんじゃないかなと思ったんですがそこら辺はいかがでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 現在、本市の就学相談員は、全員臨床心理士が行っております。なので、まず保護者の方のお子さんのいろんな成長に関する不安については、教育相談的な手法で、しっかりとまず保護者の気持ちに寄り添っていきながら進めていくという形で進めております。

○委員（氏井初枝） それは就学相談にかかってからのことですよ。

○統括指導主事（長崎将幸） 相談の相談も、もちろん臨床心理士がやります。そこで保護者の方に相談をいただいて話をしていく中で、じゃあ就学相談を受けましようか、いや、このまま様子を見ましようといところで寄り添って話をしていくという形になっていますので、相談の相談も含めてすべて臨床心理士が今行っているところでございます。

○委員（氏井初枝） わかりました。ありがとうございます。この文面だけだと就学相談の担当の係の方がというふうに書いてあったので、行政の方がなさっているだけなのかな、役所の方がなさっているだけなのかなと私には読み取れたんですけども、きめ細やかな対応をなさってくださっているというのがわかって安心いたしました。親御さんの気持ちとしてはすごくデリケートな部分なので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（白川宗昭） 今のことにちょっと関連するんですけども、19ページのほうには、教育福祉総合センターの総合相談窓口というふうに書いてございますけれども、今、おっしゃっていたことは、今までの指導課のほうで行ってきたものだと思うんですけど、その辺はこれからそちらで一本化して行って、そっちはなくなってしまふとか、あるいはこっちはまた別の組織かなんかができて、そこに今臨床心理士なんていう話がございましたけれども、そういう人たちもそっちへ移ったりしていくとか、かなり大がかりな変換が予想されているのかなという感じがするんですけど、その辺はどうなっているんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、白川委員がおっしゃっていただいたように、この総合相談窓口に今の特別支援教育係の就学相談や教育相談的機能が移るという予定になっています。また子育て部門にも、実は保育園、幼稚園、認定子ども園を巡回している臨床心理士がいます。そちらの役割を持った臨床心理士も、そちら総合相談窓口に入り、就学前と就学時とすべて子どもの成長に合わせて一本化した相談ができるようにということで、今、計画検討を行っているところです。まだまだ流動的なところもありますが、大枠としてはそのような形で今準備を進めているところです。

○委員（白川宗昭） わかりました。教育部門と福祉部門は課の事項になっているんですか。ミックスされたときに。その形でまたスタートするという理解でよろしいですか。ありがとうございます。

もう一つ、この基本理念の中に、共生社会の実現に向けて云々というのがあるわけでございます。インクルーシブ教育ということもあるわけですけども、教育の中で共生社会の実現に向けていろいろ行っているということですけど、その辺の、先ほど紅林委員さんもおっしゃっていましたが、かなりやっぱり障害者に対する支援とか思いやりの気持ちとか、そういうものが世の中に浸透してきているというふうに一面的に思いますが、まだまだやっぱりちょっと足りない部分ってすごく感じるんです。それから、障害者支援法、解消法ができたということ自体だって、どれだけの人が知っているかどうか、一般の人は学校関係者だとか学校へ子どもが通っている人とかいうのは以外と情報は早いんですけども、私なんかのところはもう、そういう子どもはいないものですから、意外と入ってこないというふうなことがあると思うんです。世の中はそんなものじゃないかなというふうに思うんです。そういう人たちにも、これからリーフレットだとか今までもいろんなことをなさっているかと思ひますが、より広範に

教育だけじゃなくて福祉のほうもあわせてということなんじゃないかなというふうに思いますけどね。もっと市としてその辺を強力にアピールしていく必要があるんじゃないかと。学校現場だけじゃないと思いますけどそういうふうに思っていますので、ぜひ学校現場のほうでもいろいろ、今までリーフレットって私も存じ上げませんが、さらに充実した、そういうものをぜひ発信していったらいいという要望といたしましうか、またそういうものがもし計画があるとすればお聞かせ願いたいというふうにも思っています。

○統括指導主事（長崎将幸） やはり共生社会の実現に向けてという意味では、障害のあるなしにかかわらず共に生きていくという経験というものがとても大きいなというふうに考えております。例えば、特別支援教室が来年度、全小学校にできるわけですけれども、やはり今まで知的の固定学級があったり通級指導学級がある学校では、やっぱりそんなに障害のあるなしって関係ないんだというふうに子どもたちが本当に理解されていて、共に学ぶという姿勢ができてくるんですが、やはり通常の学級だけのお子さんというのはなかなかその理解が難しいというようなこともあるんですが、やはり特別支援教室が全校にできることによって実際の日常の生活の場で、互いに理解し合うという機会が増えていくというところはとても意義があることだなというふうに考えております。また東京都全体として特別支援学校に在籍している児童生徒がそれぞれの地域の学校で福祉的な席を設ける知的交流というものも行っていきます。そこで実際に一緒に学ぶ場ということを経験することによって子どもたちの中に障害のあるなしに関係なく同じ人間として共に生きていくんだという機会、感覚ができてくるのかなというふうに考えております。また指導課でも市民の皆様や保護者の方々に特別支援教育の理念やインクルーシブ教育について発信していくということで市民向けの講演会も年に2回ほど開催をしているところです。そういったところで地道にやっていくしかないというところもあるので、そういう機会は今後も続けていきたいなというふうに考えております。

今年度初めての試みとしまして教育福祉総合センターの開設ということもありますので福祉部門と一緒に共催という形で講演会を開催させていただきました。というところで教育だけではなくてほかの課とも連携しながら市民の皆様にごような情報を今後も発信し続けていければなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○委員（白川宗昭） 大体わかりました。ぜひ一つ、強力に進めていただきたいと思ひます。

最後にもう一つですけど確認ですけど、5ページのこの折れ線グラフが小学校のほうは情緒障害の通級指導学級数、通っているお子さんの数ですけども、急に25年度からぐっと上がっていますが、中学のほうは上がっていないということがありまして、小学校のほうは親御さんを含めて理解された結果がここに表れていると思うんですが、中学のほうはちょっとやっぱり遅いのかなというのか、よくわかりませんが理由は、やっぱり今私が申し上げたような、やっぱりまだまだ周知徹底が図られていないのかなというふうな気がいたしましたものですか

ら、それもあわせて提案した次第です。ぜひ一つ中学のほうも上がっていくように、上がっていくようにというのも変ですけども、ぜひ表れてくるように、これからもぜひ推し進めていただきたいと思います。以上です。

○統括指導主事（長崎将幸） 中学校の通級指導学級の生徒数がそんなに増えてはないという現状があるんですが、まず一つとしては、中学生だと通常の学級に普段、学習しているので、授業を抜けるということで学習が遅れてしまうんじゃないかというような心配があるためにまとまった時間の通級というのが敬遠されている傾向というのがあります。なので、今後特別支援教室に移行することによって、ほかの学校に行くとなると、午前中丸々通常の学級の授業を受けないという状況になります。特別支援教室になれば1時間だけ特別支援教室に行って個別の支援を受けるということも可能になってきますので、そういう意味ではいろいろなニーズに対応できるような形になっていくかなという見通しがあります。

あともう1点は、発達障害の特徴として多動であったり行動面の特性というのは大体、小学校の高学年になると治まってくる傾向もあるので、そういう意味では通常の学級で授業をしっかりと受けることができるというお子さんも増えてくるというところがあるので、小学校ほど高い割合で推移するということはないかなという見込みもあります。以上です。

○委員（白川宗昭） ありがとうございます。

○委員（紅林由紀子） 先ほどの白川委員の話に関連して啓発活動という部分でちょっと考えを述べさせていただきたいんですけども、まず一つ目は13ページに今までの5年間での評価が載ってまして、大体、丸、一部交流の場というところは三角になっていますが、それ以外は丸というふうに評価されていますけれども、やっぺらっしやることは私も最初からいいますのでよくわかっているんですけども、効果として、実際に本当にどこまで市民の皆さんが理解を進めていっしやるかという効果という点においては、私はまだまだなんじゃないかなというところが正直なところなんです。この特支の講演会も大体出ているんですけども、結構いつも見る顔という感じで、やっぱりそのそういったお子さんを持っていっしやる方、またそのお知り合いといった、割とそういうことに対しての元々ある程度知識のある、知っている人が参加するということが結構多いんじゃないかなというふうに感じています。

あと、特別支援教室の合同発表会もKOTORIホールのように場所を移してから、すごく出席してくださる方も増えてすごくよかったなというふうにも思っているんですけども、それでもやっぱり出られる方は限られている方なんじゃないかなというふうに思っていて、本当に共生社会というのをつくっていくというのは本当にこれからなんじゃないかなというふうに感じています。その点での今度のプラン4の理解啓発のための取組の推進と交流共同学習の推進というのは、本当にすごく頑張っていたらいいなというか、力を入れていただきたいというふうに感じています。

講演会は年2度開催されていますし、その内容も講師の先生もすごくいいなと

いうふうに感じて、いい講演会を毎年参加させていただいているんですけども、ぜひ開催時間とか曜日とか、そういうのにいろいろバリエーションを持たせて、例えば仕事帰りのお父さん方も聴かれるとか、どうしても子どもがいると夕方はお母さん方、行きにくかったりとか、でも仕事をしている保護者の方もお母さん方も最近多いので、そういった意味では土曜日とかいろいろバリエーションをつけて、より広くの方に聴いていただけるような工夫をぜひお願いしたいなというふうに感じています。いろいろ今マスコミとかでもそういう番組がいっぱい流れていますから、そういうところをうまく使ってというか、そういう話題性もうまく使って、たくさんの方に参加していただけるように工夫していただければというふうに感じています。

もう1点、交流共同学習という意味では、娘の行っている学校は支援学級がありますので、この間も移動教室で若草の女の子と一緒にの部屋ですごく楽しかったみたいですけども、やっぱり先ほど統括がおっしゃったように、やっぱり日常的に接していると本当によく理解できる。どこがちょっと違ってどこが全然違わないのかということがすごくよくわかると思いますので、そういうことを体感する意義というのはすごく大きいと思いますので、この交流学习についてもぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに感じました。以上です。

○統括指導主事（長崎将幸） ありがとうございます。

評価については実際に計画どおりに取り組んだというところでの指標ですので、委員からおっしゃっていただいたとおり、まだまだ理解啓発活動というのは進めていかなければいけないところだなというふうに考えておりますので、第2次の推進計画にも位置づけて、より充実させていけるように、内容については充実を図れるように検討してまいりたいというふうに考えております。

また、市民向けの講演会につきましては、今年度の次回の開催は10月14日の土曜日を予定しておりますので、日時等も今後またいろんなバリエーションも含めて検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（紅林由紀子） もう1点よろしいですか。もう1点というか2点になるんですけども、1点は19ページにあります昭島版支援ファイルというものを今後つくっていくということで、先ほど氏井委員もおっしゃいましたけどすごくすばらしいことだと思うんですが、現在の教育支援計画についてはどこまでの時点の計画になっているのでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、作成している個別の教育支援計画につきましては義務教育期間中になりますので、小学校で作成して中学まで引き継ぎを行って義務教育終了期間でこの計画自体は終了という形になっています。

○委員（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

やはり本当に切れ目のない支援というふうなここに書かれていらっしゃるんですけども、本当にそれ自体の意義はすごく大きいと思いますので、この作成につ

いては大いに期待したいというかぜひお願いしたいと思います。

それともう1点につきましては、15ページと16ページに書かれていますが、16ページの支援教育に関する専門性の向上というのがありますけれども、これも重要なことだと思うんですけども、私が感じますのは15ページに載っている介助員、支援員さんのお話なんですけれども、現在も支援員さん、介助員さん入っていらっしゃるんですが、やはりその方々の専門性と言っていいかよくわからないんですけども、その方々の役割が、やっぱりその子の横に立っていて、これだよ、これだよというとか、これじゃないよとか動かないよ、みたいなそういうサポートはもちろん必要なときは必要なんですが、その子とそれ以外の教室にいる子どもたちとの間のつなぎ役というか、ということの役目がすごく大きいということを御理解いただけるかなというふうに感じました。去年、大阪の大空小学校の、「みんなの学校」という映画を見まして、そのときの校長先生のお話、講演会で伺ったんですけども、やはりそういった子どもが普通の教室の中でいられるということは、その子自体が周りの子たちに受け入れられて理解されているということがすごく必要、安心していただけるための絶対条件だと思うんですけども、そのためにはやっぱり何かちょっと支援がないと、自分の思いとかそういうことを友達にうまく伝えられない子どもたち、そういうときに、そのそばに支援員さんがこの子はこういうふうなことを言って思っているんだよというふうに伝えてあげるといってその役割が果たせると、周りの子たちもこの子はこういうふうに思っていたのかとそこに誤解が生じなければ、その子は安心してそこにいられると思うんですね。そういった意味での支援員さん、介助員さんの役割というものを御理解いただけるような御指導をしていただければというふうに思うんですけども、その点はどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○統括指導主事（長崎将幸） 委員のおっしゃるとおりだと思います。やはりその介助員さんを、ある意味有効にその学級の中で生かしていくというのは、やはり主として指導する教員がその介助員さん、支援員さんにどういうふうに関わっていくのがよいかをしっかりと伝えていくということが大切だと考えています。やっぱりそれは管理職を含め、学校の中でどういうふうな形で特別支援教育を進めていくかということに関わってきますので、そういうところも含めて学校には話をしながら、いい形でできるような形を今後も進めていきたいというふうに考えています。

○委員（紅林由紀子） どうぞよろしくお願いたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） プラン4の共生社会の実現に関しての各案が書かれているわけなんですけれども、11ページ編上の分析の所で、復籍制度とか居住地交流制度についてのグラフが出ておりますけれども、決して高い数字ではないように思うんです。昭島のこの状況というのは、東京都全体とかまたは近隣の市町村と比べてどうなのかということが一つと、あまり高くないというこういう現状の理由というか、

何が妨げてこういうようなパーセントになっているというふうに思っているのでしょうか。教えてください。

○統括指導主事（長崎将幸） 傾向としては、東京都全体も同じ傾向です。あとはやはり例えばお楽しみ会であったりとか、そういうところでの交流というのは充実~~は~~していくんですが、現実問題やっぱり授業の中で一緒に学習というのは厳しいこともありますし、また中学校になるとやっぱりそういうような活動ができる時間も限られてくるという中で、なかなかじゃあ学年が上がってそのまま継続するかというと、継続されない御家庭も多いというのが現状になっています。そういう意味で定期的いろんな学校行事等で細く長くというか、持続的にできるような活動の充実というのを今後も模索していければなというふうに、やはりイベントということになると続かないので、そういうところで日常的なところでというところを今後も続けられるように学校にも働きかけをしていければなというふうに考えています。

○委員（石川隆俊） 少し質問させてもらいたいと思うんですけども、先ほど紅林さんのお話にもあったんですけども、臨床、就学相談体制とかそういうものをよく気づくことが大事ですね。特に今、心の問題については、会社なんかでは産業医というのがいて、一応健康の一つとしてその心の問題をやっていますし、一般では精神科医だとか心療内科だとかそういう人が心の相談に乗っていますし、学校の場合には臨床心理士というのがやっているようですけども、その臨床心理士というのはどういうふうな資格を、これは医者じゃないと思うんだけど、どんなふうな教育を受けてやっていくんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 臨床心理士は資格要件のある職業で、大学、大学院で心理関係の単位を取得して、そのあと臨床心理士の試験を受けて免許をいただくということで、基本的には心理の専門家という形の位置づけになります。

○委員（石川隆俊） その方たちは実際に学校とかそういう現場に居合わせて、そういうふうな学童の様子を見るということはあまりしないんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 大学院等で実習が義務づけられております。

○委員（石川隆俊） いや、学校にやってきた場合、その子たちが例えば昭島の学校にやってこられた場合にどういうところで見ているんですか。中に入って見るんですか、それとも一人ひとりが本人に相談してみるんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 就学相談の中での臨床心理士ということですかね。

臨床心理士は、就学相談の過程の中で1対1での個別の面談をするとともに、就学前であれば幼稚園保育園に出向いてそこでの集団の様子を観察してという形でやります。もう小学校、中学校に入っていて、通級指導学級だったり特別支援教室を利用したいという場合は、学校に出向いて学校で実際にどのような形でお



子さんが学習に取り組んでいるかとか、休み時間をどんな様子で過ごしているかということも含めて行動観察を行って、その結果も実際に就学や入級を決める判定委員会で報告をするような形になっています。

○委員（石川隆俊） 会社なんかの場合ですと、産業医というのはある会社にそういう産業医の資格を持った人が登録されて、しかるべき報酬をもらって会社を診るわけですよね。この臨床心理士の場合には、ある程度このような団体に属した場合に、それなりの生活難なんかも保証された上での勤務でございますか。つまり学校の先生はもちろん当然十分に受けているわけですが。

○統括指導主事（長崎将幸） 就学相談員は、昭島市で非常勤職員として雇用をしておりますので、その中の規則の中で働いていただいているという形になります。

○委員（石川隆俊） だからあまり難しいたくさん仕事を限られた人にあてた場合には全部十分に行われないということも起こっても困ると思うんですけどもね。

○教育長（小林一己） 全体の人数をちょっと。

○委員（石川隆俊） 大体でいいです。

○統括指導主事（長崎将幸） 今5人の臨床心理士がいます。

○委員（石川隆俊） なるほど。昭島、そのエリアとしては専属、こっちもやってこっちもやってという感じでもないんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 昭島市教育委員会で非常勤職員として雇っていますので、昭島市内の公立小中学校に通うお子さんが対象になります。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員（氏井初枝） 臨床心理士の方が市で5人というお話でしたけれども、カウンセラーの立場の方というのは、都のほうから配置されて各学校に一人いらっしゃいますよね。私が前いたところでは、昭島に比べてすごく学校数が少ないところだったからできたかもしれないんですが、各学校に一人、臨床心理士が配置されているんですね。一つの学校にしてみると、週の中に2日、一つはカウンセラーの方が一日いてくださる。もう一日は臨床心理士の方がいらしてくださる日というのがあるんです。校内の研修会なんかの時もどちらかの御都合で、どちらかの方が必ず入っていただくように校内委員会なんかも開いていたりとか、すごく学校としてはありがたかったんです。ただ、市の非常勤のお立場の方で予算がかかることですからそんな簡単にはできないのは重々承知しているんですけども、今すごく特別支援教育が叫ばれている中で、そういうふうなことができるようになってくるといいなということを感じました。以上です。

○統括指導主事（長崎将幸） 昭島市も、かつては都のスクールカウンセラーが小学校全校に配置されていないときには、市の臨床心理士が各学校に入っていたということはありませんが、今現在、都のほうで全校にスクールカウンセラーが入っておりますので、学校に常駐する市の臨床心理士は今いません。逆に、就学相談を担当している臨床心理士が学校に積極的に訪問してサポートをしていくような形で、今、体制を取っているところです。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

では御意見も出つくしたと思いますので、まずこの内容につきまして特に大きく修正してほしいという意見は、ちょっと私は感じられなかったと思います。その中で、特に教育委員会の考えとして、やはり特別支援教育に対する普及啓発活動、これをもっと強化してほしいと、そういう御意見が強いのかなというふうに感じました。またそれから、子どもたち同士の相互の交流の場、この提供の機会を増やす、このような2つの点でもう少し盛り込んでいてもらいたいというのが大方の意見ではないかと思うんですけど、委員さんどうでしょう。そんな感じでよろしいですか。

では、一応内容としてはその辺を事務局のほうも留意をさせていただいて、また改めて修正をお願いいたします。

最後に冒頭お話のありました期間の問題です。事務局のほうでの作成期間としては5年間というスパンで計画を立てていただきましたけれども、先ほど来のお話の中で、例えば市の総合基本計画やら、あるいは教育委員会の基本計画等を勘案すると、平成32年度がそれぞれ期間の満了年月日となっていると。そしてまた、特別支援については、中学校の特別支援教室が平成33年度から実施されることに伴い、この期間というのは他の基本計画と同様に、平成32年度までの3年間、その期間で一旦くくってもらって新たな上位計画の変更と同時に、またいろいろな教育関係の変動もあろうと思いますので、改めて33年度以降については改訂をするという考え方を教育委員会では持ちたいと思いますけれども、その辺の対応は事務局のほうは大丈夫ですか。

○統括指導主事（長崎将幸） きょう委員の皆様から御意見をいただきましたとおり、やはり昭島市全体の総合基本計画が32年度まで、また第2次昭島市教育振興基本計画も32年度までというところで、やはり大きな上位計画が32年度までというところは、やはり特別支援教育推進計画についてもやはり32年度までのところで計画を進めていって、やはり33年度から新たなスタートを切るというところが妥当ではないかなというふうに考えますので、3年で短縮するような形で調整を図って今後まいりたいと思います。

それで改めて、また委員の皆様には報告申し上げられればなというふうに考えております。以上です。

○教育長（小林一己） それでは今、事務局のほうからも3年の期間に変更するというような話もいただきましたので、教育委員会といたしましては、32年度までを期間

とした計画をここでまた策定をし直して、また改めて報告を受けると。その報告の中で先ほど言った啓発活動やら、その交流の場、相互交流の場、という部分も記載に工夫をしていただきたいというような意見を添えて、きょうの協議についてはこれでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長（小林一己） それでは、以上で協議事項を終わります。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項1「平成29年第3回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○学校教育部長（高橋 功） 「平成29年第3回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について」御報告いたします。

平成29年の第3回昭島市議会定例会は、9月1日から本会議が始まり、10月3日に終了する予定です。本会議で教育委員会関係の一般質問がございましたので御報告申し上げます。

今回、学校教育及び生涯学習について、それぞれ4人の議員の方から御質問がありました。学校教育については私から、生涯学習については山口部長より要旨となりますが御説明をさせていただきます。

それでは恐縮ですが、報告資料の3ページをお開きください。

自由民主党昭島市議団の森田久夫議員より「通学路の安全について」御質問があり、通学路の安全確保、点検については、平成24年8月に全小学校で点検を実施し、それ以降についても毎年各学校において通学路の安全点検を実施し、危険箇所について順次対応していること、「毒ヘビやスズメバチの被害、その対策について」は、被害の報告は受けていないこと、また子どもたちにはヘビやハチを見つけた場合はその場から立ち去るよう指導していること、「通学路の豪雨により冠水するところの改修について」は、浸透枘設置など冠水箇所の解消に向けた対策に努めていること、「防犯カメラの設置状況について」は、全小学校の通学路の75台、また駅前などに23台、現在市が設置した防犯カメラは合計98台となっていること、「街路灯のLED化について」は、今後も引き続きLED化に取り組んでいくことを御答弁いたしました。

次に、5ページを御覧ください。

公明党昭島市議団渡辺純也議員より、「学校教育の充実について」御質問があり、昭島市教育委員会では子どもたち一人ひとりの多様な個性と能力を伸ばし、変化の激しい時代を生きる力を培うための教育施策を推進しており、今後もこの推進に向けて教員が児童生徒にしっかりと向き合える時間の確保が図れるよう、業務改善などを含めた教育環境の整備に努めていくこと、「教員が子供と向き合えるための時間の確保について」、「スクールサポートスタッフについて」は、今後の文部科学省や東京都の動向など総合的に勘案する中で可能性について検討してまいりたいと御答弁いたしました。

次に、8ページを御覧ください。

公明党昭島市議団吉野智之議員より、「子ども達の快適な教育環境づくりについて」御質問があり、平成29年3月31日に告示された新しい学習指導要領では、

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められており、教育委員会といたしましては、その実現に向けて快適な教育環境づくりを目指していくこと、「ICT教育について」は、今年度全小中学校で40台のパソコンを一斉にインターネットにつなぐことができる環境整備を完了したこと、「プログラミング教育について」は、平成32年度から全面実施となるため先行実践例等を参考にしながら円滑な実施ができるよう支援していくこと、「ソフトウェアの導入について」は、今年度中学校に導入したパソコンには生徒が主体的に学べる学習授業支援ソフトを導入しており、今後小学校のパソコンの入替えの際にも同様に導入を検討すること、「外部支援員の活用について」は、ICT機器やソフトウェアに関する専門的な知識を持った支援員などをどのように活用していくのか検討していくこと、「見守り支援の導入について」は、先行実施地域の事例などを参考にしながら研究していくことと御答弁をいたしました。

次に、18ページを御覧ください。

日本共産党昭島市議団佐藤文子議員より、「教育勅語の公教育への持ち込みについて」「現憲法のもとでは許されないと考えるが、市長の所見は」について御質問があり、教育勅語に関しては、日本国憲法及び教育基本法の制定後、昭和23年に衆議院で教育勅語等排除に関する決議、また参議院では教育勅語等の失効確認に関する決議がされていること、戦前の教育のあり方の根本原理として用いられていたものであることなど歴史的な事象は認識していること、日本国憲法の制定後における教育勅語の取扱い定義を鑑みれば、現在の公教育において教育勅語は教育における唯一の根本として位置づけられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いることは不適切であると考えていること、しかしながら、そういった戦前の教育に関する事実を知り歴史上の事象として捉えていくことは意義があることと思っておりますと御答弁いたしました。

「長時間労働の是正に向けた取り組みについて」、「市内小中学校の教職員の実態について」は、今年7月までの教員の勤務時間を超えた労働時間は小学校で月平均38時間、中学校で月平均40時間となっていること、昨年度の6月及び7月の比較では、6月は小学校で9時間、中学校で11時間、7月は小学校で7時間、中学校で13時間、それぞれ減少していること、先月の29日に教員の処遇改善策を議論している中央教育審議会特別部会が緊急提言を行い、緊急提言で示された「タイムカードを活用して勤務時間を客観的に把握すること」や「教職員の休憩時間を確保すること」、「長期休暇期間に学校閉庁日を設定すること」については、本市では既に取り組みを開始していること、今後も教育委員会としては、教員の労働時間の縮減に向けて、取り組みの施策については、先進的に取組を進めていくと御答弁をいたしました。

以上でございます。

○生涯学習部長（山口朝子） それでは生涯学習部に関しての一般質問について御報告申し上げます。

恐れ入りますが7ページを御覧ください。

自由民主党昭島市議団の山本一彦議員から「シニア世代の芸術文化を生かした活躍の場について」御質問をいただきました。シニア世代のさまざまな芸術文化

活動、特に音楽活動の場の提供につきましては、現在も市民会館・公民館を中心に多くのシニア世代のグループの方に御活躍をいただいておりますが、今後（仮称）教育福祉総合センターの開設に伴い、防音施設であるシアターを発表や活動の場として活用していくことを検討していくと御答弁申し上げます。

次に8ページ、公明党昭島市議団吉野智之議員からは「（仮称）教育福祉総合センターについて」の中で、新図書館については「図書館利用カード、読書通帳、ブックシャワーについて」、「新郷土資料室について」は「アキシマクジラの化石の活用について」御質問をいただきました。恐れ入りますが10ページを御覧ください。マイナンバーカードや交通型ICカードの図書カードへの活用、読書通帳や通称ブックシャワーと呼ばれております図書消毒器の導入を検討していくと御答弁申し上げ、アキシマクジラの化石の活用については、精巧なレプリカを作成するとともに現物の化石展示や、さまざまな講演会等を通してアキシマクジラの化石を活用していくと御答弁いたしました。

続きまして、12ページ、日本共産党昭島市議団荒井啓行議員より、「（仮称）教育福祉総合センターにおける図書館及び郷土資料室の運営について」、「指定管理者制度による運営について」御質問をいただきました。どのような図書館と郷土資料室にしていくのか、指定管理者制度を導入するに至った経緯を申し上げ、施設の設置目的を達成し市民満足度の高いサービスを提供しつつ、経費の削減を図るため指定管理者制度が適当であると御答弁申し上げます。

次に14ページを御覧ください。

南雲隆志議員から、「文化・芸術の振興について」、「基本的な考え方、現行施策の評価、今後の施策の進め方について」御質問をいただきました。市では、昭島市文化芸術振興基本条例を制定し、昭島市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき施策を推進しており、広く市民の文化芸術活動の後押し、市民から一定の評価をいただいていること、今後も市民の文化芸術活動が方針に基づき、さらに発展するよう施策を推進することを御答弁申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項1についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（紅林由紀子） 御答弁いただきました、3ページの「防犯カメラの設置について」ちょっと伺いたいですけれども、設置は完了しているというお話でしたけれども、この設置場所については、どこまでの人がそのどこに設置されているかを知っているのかということで学校、あと地域の方、例えばウィズユースの人、それからPTAの人、見回りをしたときは多分皆したと思うんですけれども、それについてどこに設置されているかということとどこまでの人が知っているかということをお伺いしたいのと、もう1点は、いろいろ開発がかかったりして、いろいろその地域の状況も日々変わってくると思うんですけれども、そういった場合に設置場所変更みたいなことは検討の機会があるのかどうかというこの2点についてお伺いしたいと思います。

○指導課長（岡部君夫） 防犯カメラについてどこまで知っているのかというところで、先ほど委員がおっしゃった方々には、どこについているのかというのは学校のほうからさまざまな機会でも周知をしているところがございます。あとは防犯カメラを設置した場合は、必ず防犯というところがありますので、設置していますという表示が必ずついていてかと思えますので、そのほかの方も知らない方は知らないかもしれませんが知っているかなというところがございます。

また、設置場所の状況が変わってきている場合というところは、御意見等いただいて多少動かしたという事例も中にはありますので、もちろんそれはいろいろ業者のほうともやりとりをしなければいけないところがありますが、その辺は学校を通じてとか自治会さんとかPTAのほうから、ちょっと今の状況としてというようなことがあれば御相談をいただければというふうに考えています。今のところ大きく変更したというところはございません。

○委員（紅林由紀子） すみません、申しわけありません。設置場所はPTAは把握しているということだったんですけども、ちょっとよく把握していなかったので、どういう機会にどうやって周知されるのかというのは、何か御指導というか、されているんでしょうか。

○指導課長（岡部君夫） 特に恐らく図面を、図面というか、ここについていますよというので、細かいこちらのほうから学校のほうには指示は出していないところなんですけど、もしそういう形でPTAの方も保護者の方なんかが、あまりどこについているのかわからないというようなことであれば、改めて学校のほうとも話をしてPTAの会報もいろいろあると思いますので、しっかりと周知をしていく必要があると思いますので、その点はちょっと学校のほうとも相談しながら設置場所というところでは、これはあくまで隠しているわけでは一切ありませんので、でするのでその辺は周知を図っていくという方向で検討してまいりたいと思います。

○委員（紅林由紀子） わかりました。よろしくお願いたします。セーフティ教室、何かそういういい機会に伝達していただければ保護者も関心を持って聞くとお思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正する訓令について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項2「昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正する訓令について」御報告いたします。

これは、東京都立学校職員出勤簿記録整理規程の改定に伴い昭島市立学校等教職員出勤簿管理規程の一部を改正するものがございます。変更点は、出勤後、学校の教員のほうは判子を押してというのが出勤の記録という形になります。その出勤簿上の表記が変更になります。年次有給休暇の表記が時間単位を表記できる

ようになり、例えば半日休に引き続き時間単位で年休を取得した場合の時間単位、または時間単位で年休を取得し、引き続き半日単位で年休を取得した場合の表記、時間単位の時間の表記ができるようにしたというところが変更になります。同様に育児時間、介護時間、部分休業につきましても時間単位の表記ができるようにしております。

以上、御報告させていただきます。

- 教育長（小林一己） 説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。
  
- 委員（石川隆俊） そもそも公務員については判子でやって、タイムレコーダーは導入されていないと聞きましたが、最近では実態を調べるためにタイムレコーダーを学校でやって、どれぐらい厳しい勤務かということを把握する意味でやっていると思うんですけども、現在でもまだ判子でやっているということですね。
  
- 指導課長（岡部君夫） 大半の市区町村立小中学校等は判子でやっています。ただ都立高校等都立学校については、カードでピットというカードで始めています。実はこの規定の変更の中に、うちは関係ないので入れていないのですが、都立学校のほうはタイムカードで、今までは出勤時だけ記録をしていたんですが、これからは都立学校の教職員も退勤時間もピットとやるというところが変更になるというのが、実は東京都の改正ではなっているんですが、本市はそこは改正点ではありませんので入れていないんですが、小中学校は未だに出勤簿は判子です。
  
- 委員（石川隆俊） どの商売でも規制はなく、また最近、学校、特に学校の教育もそうだけれども研究もそう、そういう部門というのは昔から判子でやっていて、夜の夜中までやろうともそれは本人の好きじゃなくやっている、問題が起こりますとそういうふうになっていまして、恐らく小学校中学校の先生もそういう覚悟でやっている人が多いと思うんです。医者なんかも結局もうこれ以上やったからできないということではできませんから、平均すればどうか知りませんがかなりのブラック勤務になっているというわけですけども、私は難しい問題なんですね、あまりそうやってカードを導入して働きすぎとかいって逆にやる気をなくすようでもいけないと、これは感想でございます。
  
- 指導課長（岡部君夫） 教員の、今先生がおっしゃったように教員の、要は出勤簿の判子も朝、教員が出勤したかどうかという判子なんです。ですので例えば午前中、前2時間休暇を取ると判子はもうそのあとは押さない、要するに朝来ている時点、退勤のところというのは判子でもカードでもやっていなかったというところがあるんですが、今のこの時代ですのでしっかりと、やはり管理職も教員の場合ですが、教職員の勤務時間というのをしっかりと把握しなければいけないということが、やはり法令上も教員もそれに当てはまるということになって、その辺をしっかりと把握していこうというところで、各校で始めているところでございます。
  
- 教育長（小林一己） よろしいですか。

それでは報告事項2を終わります。

続きまして報告事項3「昭島市教育委員会就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項3「昭島市教育委員会就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」御報告させていただきます。

これは就学援助費として7月に支給している新入学児童生徒学用品費について、入学する前年度に援助費を支給できるよう新入学準備金として支給項目を追加し、その手続きについて新たに定めたものでございます。この改正により、学齢期に満たない子どもを持つ保護者でも入学の前年度に申請し、認定された者については、新入学準備金を3月に支給することができ、また小学校6年生の児童を持つ保護者については、就学援助費の申請及び認定により同様に3月に支給できることとなります。これは、国の要保護児童生徒の新入学児童生徒学用品費の補助額が改訂し、入学前に支給した者も補助の対象となるよう要綱が改正されたため、昭島市でも就学のために必要な時期に必要な援助ができるよう要綱の一部の改正を行いました。また、新入学準備金をこの前年度に申請をされない保護者についても、入学を就学援助費の申請をしていただければ認定者には新入学学用品費は支給いたします。

以上、雑駁な説明でございますが御報告させていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項3についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

よろしいですか。以上で報告事項3を終わります。

続きまして、報告事項4「平成29年度全国学力学習状況等調査の結果について」説明を求めます。

○指導主事（神薗博之） 報告事項4「平成29年度全国学力学習状況等調査の結果について」御報告いたします。

まず、全国学力学習状況調査の概要について御説明いたします。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上の観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、平成29年4月18日に実施いたしました。

調査の対象は小学校第6学年の全児童、中学校第3学年の全生徒でございます。調査の内容は、国語、算数、数学、理科の教科に関する調査と、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査であり、教科に関する調査につきまして、主として知識に関する設問Aと、主として活用に関するBに分かれております。

次に、平成29年度全国学力学習状況調査の教科に関する調査結果について御説明申し上げます。

小学校においては、国語、算数の全体的な正答率は、全国平均をやや上回る結果となりました。しかし、領域や設問によっては全国や東京都の平均正答率を下



回る項目もございました。

中学校においては、国語、算数の全体的な正答率は全国平均を下回る結果となりました。結果について教科別に具体的に申し上げます。

国語につきましては、小学校での国語Bの「自分の考えを広げたり深めたりするための意図を捉える」設問、中学校につきましては国語Aの「事象や行為などを表す多様な語句について理解する」の設問に大きな課題があります。

次に、算数・数学につきましては小学校算数Bの「示された資料から必要な数値を選び、その求め方を考える」の設問、中学校の数学Bの「数学的な表現を事象に即して解釈し、的確に処理する」の設問に大きな課題がありました。

各小中学校におきましては、学力調査の結果を分析し、各校の実態に応じた授業改善を進めているところでございます。校長会、副校長会、教務主任会等において本調査の結果等を受けて基礎・基本の定着を図るため指導法の工夫・改善の取組を推進してまいります。

また、調査結果を児童生徒、質問紙等と関連から分析しますと、家庭学習にしっかりと取り組んでいるほど平均率が高いということもわかります。これらの状況を踏まえて、児童生徒が学習習慣をしっかりと身につけることで、さらなる学力の定着を図ることができると考え、今後の教育施策を推進してまいります。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項4についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 小学校については、全国平均は上回る結果になったということでよかったなというふうに感じますとともに、やはりずっと続けてきました学力向上のための各学校での取組というか先生方の御努力が少しずつ形になってきているのかなというふうに感じる次第であります。ただ、やはり課題となりましたような部分については、この基礎基本を土台としてその上に積み重ねていく部分だと思いますので、前回の定例会の傍聴の方との懇談の中でも少し問題になりましたけれども、やはりいろいろな語彙についての理解力とかそれを使っての表現力とか、そういった部分に今後アクティブラーニングということも言われていますし、そういう部分ではより必要になってくる力だと思いますので、それをどうやったら伸ばせるのかということについて、ぜひより一層御研究いただければなというふうに願う次第です。どうもありがとうございました。

○指導課長（岡部君夫） 小学校については、全国の平均を上回るというところで、先日の校長会でも、点数がすべてではもちろんないんですが、私たちが大いに校長先生たちも含めて目指して来ていた先生方にも本当に努力していただいて全国平均を超えていた小学校、ただ、本当によく学校も頑張ってくださいと思っています。ただ委員がおっしゃるとおり、やはりまだ学習面で課題があるお子さんもおりますし、また気持的なの部分、学校になかなか来られないお子さんとか、そういうお子さんももちろんいますので、そういうお子さんたちへのケアとかい

ろいろ対応とか、そういうこともしっかりとやっていきながら、やはり学力向上と、やはり根幹となりますので、しっかり進めていこうということでやっております。

中学校については、大いに頑張ってくれというところをお願いをしているところでございます。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは以上で報告事項4を終わります。

続きまして、報告事項5「昭島市民文化祭の開催について」説明を求めます。

○市民会館・公民館長（並木映子） 報告事項5「昭島市民文化祭の開催について」御報告申し上げます。

昭島市民文化祭は、市内で文化活動をされている団体や個人が、日ごろの活動の成果を発表する場として、また市民相互の交流を図る機会として毎年開催しているものでございます。

本年度は、「つくる・見る・楽しむ文化祭」をテーマに、演奏・演芸12部門、展示13部門、そして囲碁・将棋・茶会の3部門を合わせ、28部門78団体が参加し、10月6日金曜日から11月3日の文化の日まで、土日を中心に開催いたします。

各部門の内容や日程などの詳細につきましては、お手元の資料の平成29年度昭島市民文化祭行事日程表のとおりでございます。初日の10月6日の金曜日は、開会式にあたりますオープニングフェスタを開催いたします。既に教育委員の皆様には案内状をお送りさせていただいております。ぜひ御参加をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項5についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。続きまして、報告事項6の「平成29年度夏季休業日中における対外試合の結果について」から報告事項12「昭島市公民館主催事業について」は、資料配付のみとさせていただきますが、意見等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。その他といたしまして、委員さんのほうから何かあれば御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

次に、次回の教育委員会等の日程について説明を求めます。

○学校教育部長（高橋 功） その他になりますが、平成29年度第1回昭島市総合教育会議が、次回の教育委員会定例会と同日の、時間が午後1時から市役所3階庁議室で開催をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから、教育委員会定例会の10月の日程ですが、10月19日木曜日、午後3

時から市役所 301 会議室で予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） それでは、10 月 19 日の日程調整をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程をすべて終了いたしましたので、平成 29 年昭島市教育委員会第 9 回定例会を閉会をいたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

5 番 委 員

1 番 委 員

調 整 担 当